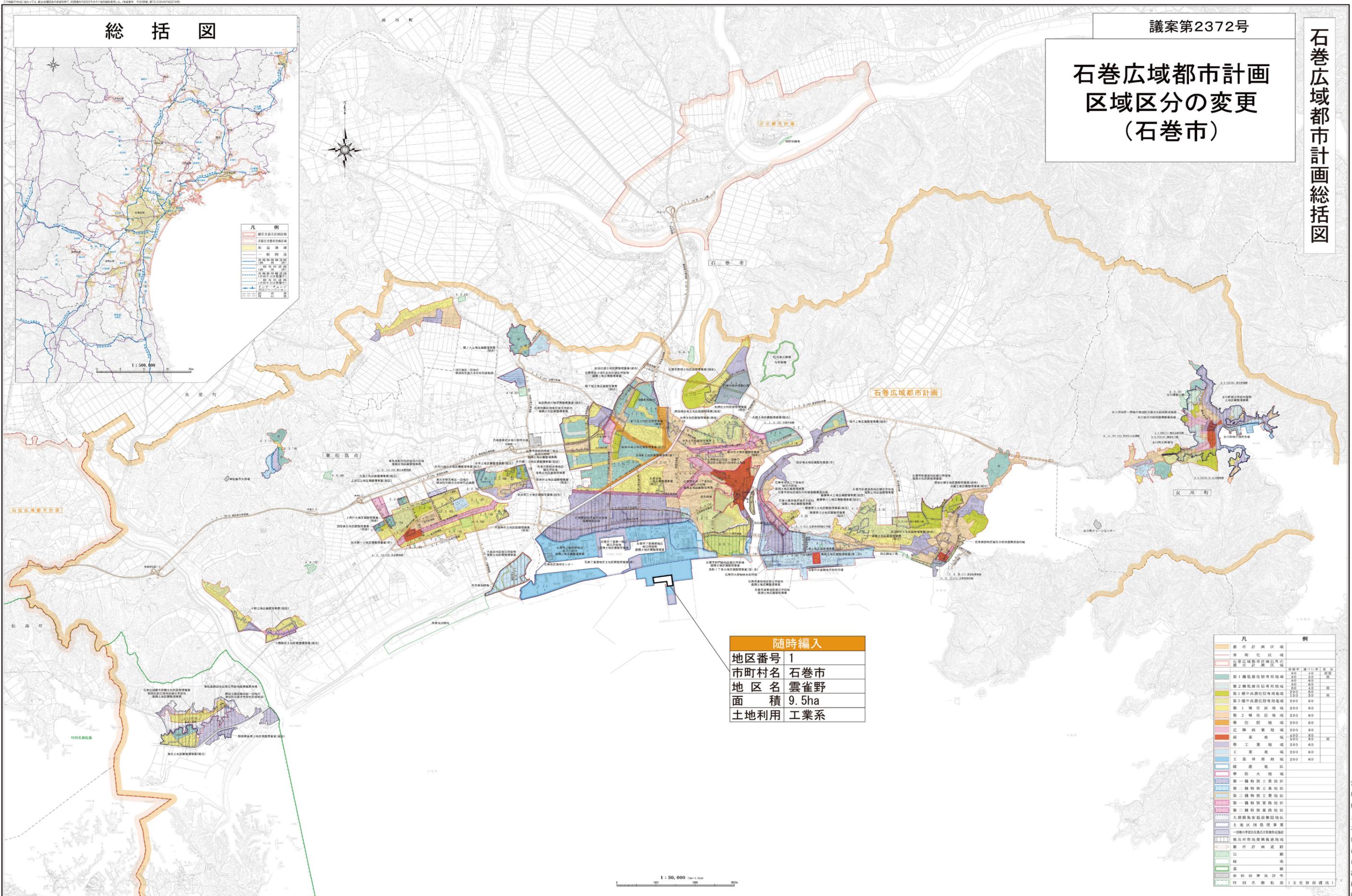


総括図

議案第2372号

石巻広域都市計画 区域区分の変更 (石巻市)

石巻広域都市計画総括図



凡 例

- 緑色で示された区域は、緑地保全区域である。
- 黄色で示された区域は、用途地域である。
- 赤色で示された区域は、市街地である。
- 青色で示された区域は、工業地帯である。
- 水色で示された区域は、工業専用地域である。
- 茶色で示された区域は、準工業地帯である。
- 緑色で示された区域は、緑地である。
- 水色で示された区域は、河川である。
- 茶色で示された区域は、道路である。
- 灰色で示された区域は、未利用地である。

随時編入

地区番号	1
市町村名	石巻市
地区名	雲雀野
面積	9.5ha
土地利用	工業系

凡 例

都市計画区域	都市計画区域
市街化区域	市街化区域
石巻広域都市計画以外の都市計画区域	石巻広域都市計画以外の都市計画区域
第1種低層住居専用地域	60 40 200 60
第2種低層住居専用地域	60 60 200 60
第1種中高層住居専用地域	200 60 200 60
第2種中高層住居専用地域	200 60 200 60
第1種住居地域	200 60 200 60
第2種住居地域	200 60 200 60
準住居地域	200 60 200 60
近隣商業地域	200 80 200 80
商業地域	400 80 400 80
準工業地域	200 60 200 60
工業地域	200 60 200 60
工業専用地域	200 60 200 60
生産地域	200 60 200 60
準防火地域	200 60 200 60
第一種特別工業地域	200 60 200 60
第二種特別工業地域	200 60 200 60
第三種特別工業地域	200 60 200 60
第一種特別業務地域	200 60 200 60
第二種特別業務地域	200 60 200 60
大規模集約施設設置地域	200 60 200 60
工業団地管理地域	200 60 200 60
一級河川管理地域	200 60 200 60
防災用留用地	200 60 200 60
都市計画道路	200 60 200 60
公園	200 60 200 60
緑地	200 60 200 60
緑地	200 60 200 60
緑地	200 60 200 60
特別名勝地帯 (文化財保護法)	200 60 200 60

石巻広域都市計画臨港地区の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

石巻広域都市計画臨港地区の変更

(宮城県決定)

1 計画書

石巻広域都市計画臨港地区を次のとおり変更する。

名称	面積	備考
仙台塩釜港 石巻港区 臨港地区	約 450.6 ha	分 区 ・商港区 約 67.6 ha 旅客又は一般の貨物を取扱わせることを目的とする区域であり，上屋，倉庫，トラックターミナル，旅客用施設，海事関係官公署，港湾その他の海事に関する理解増進を図るための会議，展示施設等，これらに関する企業の事務所等の施設及びこれらに関連する臨港駅，駐車場，車庫等の施設並びにこれらのために供せられる用地が大部分を占める地域。 ・工業港区 約 376.3 ha 工場その他工業施設を設置することを目的とする区域であり，水際線を利用する工業の用に供する工場敷地の全部，当該工業と関連する事業の用地，及びこれらに関連する係留施設及びこれらのために供せられる用地が大部分を占める地域。 ・漁港区 約 0.7 ha 水産物を取扱わせ，又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とした区域であり，漁業関連施設，漁業関連係留施設，漁業関連の事務所等，これらのために供せられる用地がその区域の大部分を占める地域。 ・修景厚生港区 約 6.0 ha 景観を整備するとともに，港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする地域。

2 変更の理由

国際拠点港湾仙台塩釜港（石巻港区）の位置する本地区周辺は，令和元年5月策定の「石巻広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」において，「拠点型工業地」に位置付けられ，臨海型工業の集積，高度化を促進することとしている。

現在，臨港機能の充実を図るため，石巻港区の潮見町地区及び雲雀野地区において公有水面の埋立が進められており，そのしゅん功した9.5haの地区について，仙台塩釜港港湾計画に基づき，現在の臨港地区と一体となった適正な土地利用に誘導するため，臨港地区に追加するものである。